

平成27年度 教育行政執行方針

平成26年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

いま、社会は少子高齢化、環境・エネルギー問題、ICT社会の発達、価値観の多様化など変化の激しい中であって、困難に立ち向かい、新しい未来を積極的に切り拓く子どもたちに「生きる力」を育成するためには、一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育活動が求められております。

未来を担う子どもたちの健全な育成や自らの夢や希望の実現のためには、子どもたちに基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、いかに社会が変化しようとも自ら主体的に判断し、行動ができるよう学校、家庭、地域、行政がそれぞれの教育力を十分に発揮し、「いきいきと学ぶことができる学校教育」の推進に努めて参ります。

一方、いじめの問題については、「いじめは絶対許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取組み、特に命の大切さと人を思いやる教育の充実を図ってまいります

また、子どもの家庭での時間の過ごし方や家庭学習、生活習慣の確立が重要なことから、引き続き家庭への啓発と連携をさらに強めて参ります。

集団での生活や望ましい生活習慣の体験とともに、学習習慣を身に付けさせるための通学合宿については、内容を充実させて継続してまいります。なお、土曜学習のあり方については、

解決すべき課題がありますが、学校や関係機関と連携を図りながら、試行に向けて協議を進めてまいります。

奨学資金制度については、一時金貸付制度を創設するなど子どもたちの進学意欲に応えるべく、福島町奨学資金条例を改正いたしましたので、利用の拡大に努めてまいります。

生涯学習分野におきましては、昨年度策定した「第6次福島町社会教育中期計画」を指針として、小中学校をはじめとする各教育機関や関係諸団体と連携を図りながら、生涯学習機会の確保に努めるとともに、子どもから高齢者までの各層における諸課題に対応できるよう取り組みを進めてまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度改革に係る関係事務につきましては、町長部局と調整のうえ取り進めてまいります。

次に、本年度の主な施策について、分野ごとに申し上げます。

〔学校教育等の推進について〕

（1）学校の安全対策等

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習活動の場であることから、防犯体制の充実に努め、児童生徒の安全を確保するとともに災害発生時に的確に行動できるよう避難訓練や自ら危険を回避できる力を育てるために、家庭、地域や関係機関と連携し防災教育の一層の推進を図ってまいります。

また、交通安全教育や通学路の安全確保につきましても、警察や各道路管理者と連携してまいります。

各学校の施設・設備面においては、緊急性、安全性を勘案し

ながら、安心して学ぶことができる環境整備を進めてまいります。

(2) 学力向上対策

生きる力を育成するためには、基礎的・基本的な知識や技術の習得とその活用により、思考力、判断力、表現力等の伸長を図る必要があります。

各学校の学力向上に向けた取り組みを積極的に進めるため、全国学力・学習状況調査や各種標準学力検査の結果に基づき、児童生徒の学習課題を把握し、引き続きチームティーチングによる授業や習熟度別少人数指導等を実施してまいります。

また、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう、北海道教育委員会が作成するチャレンジテストや放課後学習、長期休業中における学習サポート等を行い、きめ細かな学習指導に取り組んで参ります。

国際理解教育につきましては、外国語指導助手（ALT）の複数配置により、小学校における外国語活動でのコミュニケーション能力の育成や中学校の英語授業でチームティーチングを実施するほか、保育所・幼稚園や福島商業高校での指導についても充実に努めてまいります。

なお、基礎学力向上対策の一環として、教職員の授業力向上や様々な教育課題に対応できるよう、先進地の指導方法等の研修など教職員の経験や時代のニーズに応じた適切な研修により、資質・能力の向上に努めてまいります。

(3) 健やかな心と身体の育成

子どもたちが豊かな人間性を育むためには、個性や創造性を

発揮し、生命を尊重する心、思いやる心や倫理観、正義感、感動する心を育成することが重要であります。

このため、「私たちの道徳」や心に響く道徳資料の活用を図りながら、教育活動全体を通じて他人の痛みがわかり思いやりのある、自他の生命を大切にす豊かな心を育成する道徳教育の一層の充実に努めます。

また、心の栄養と言われる読書活動につきましては、学校図書室と福祉センター図書室との連携により、朝読書の推進や家庭における「家読（うちどく）」など、読書の習慣化に努めてまいります。

「いじめ」の問題については、どの子にも起こりうる問題であるとの認識を持ち、その前段階となる個々の状況、人間関係のトラブルの把握等の早期発見・早期対応に努め、危機意識を持って取組んで参ります。

子どもたちの健康や体力は生きる力の根底となるものです。昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、当町の小中学生は全国平均を上回っている種目が多くありましたが、発達段階や個人差を踏まえた指導を充実させるとともに、体育の授業だけでなく、部活動や休み時間、放課後の運動など学校全体で体力向上の取組を支援するとともに、家庭との連携により、子どもたちの生活リズムの確立に努めてまいります。

なお、子どもたちへの相撲の普及・浸透を図るため、昨年度実施した「相撲に親しむ活動」を関係団体の協力を得ながら、継続してまいります。

（４）特別支援教育

教職員が共通認識のもと、心身に障がい等のある子どもの一

人ひとりの教育的課題を把握し、学校生活での困難を改善できるよう引き続き介助員を配置し、適切な支援体制の確保に努めてまいります。また、町内外の小・中学校との交流等による相互理解を図るなど自立し、社会参加していくための適切な支援を行ってまいります。

なお、普通学級において支援を要する児童が増加傾向にあることから、個々のニーズに対応するために、新たに学習支援員を配置し、きめ細かな支援に努めてまいります。

(5) 高校存続対策

福島商業高校の存続につきましては、若者の定住においても地域の活性化にとってもますます重要な位置づけとなっております。

中学卒業生が減少する中で、入学者の確保は厳しい状況となっておりますが、現在実施している公務員試験対策講習と併せて、本年度より看護・医療系学校受験対策講習を実施し、高校の魅力を高めるとともに、生徒のキャリアアップにつながる選択肢を広げてまいります。

今後とも、近隣町を中心とする中学生や保護者に対して、職業校としての優位性や各種支援策について周知啓発に努めながら、入学者の確保に取り組んでまいります。

(6) 学校給食

学校給食は、食育における生きた教材として、子どもたちの食生活に大きな役割を担っております。学校・家庭・地域との連携のもと、食への感謝の気持ちや食育への関心を高めてまいります。

また、安全・安心でおいしい給食を提供するため、衛生管理基準に即した調理作業や食材調達、設備等の安全管理を徹底してまいります。

福島町食育推進計画に基づいて地元産食材の使用割合をさらに高めるため、各関係団体、関係機関と連携を強めるとともに、平成22年度より実施しております給食助成金を増額し、地域の特色を生かした給食を提供してまいります。

〔社会教育の推進について〕

（１）第6次社会教育中期計画

福島町教育目標を具現化するための指針となる「第6次福島町社会教育中期計画」を昨年度策定いたしました。

当町における社会教育中期計画は昭和63年度始期の「第1次福島町社会教育中期計画」から始まり、それぞれ時代の変遷に沿って施策等の見直しが行われておりますが、今回の計画は今年度から平成35年度までの計画期間となっており、各分野における今日的な学習ニーズ、あるいは取り組むべき課題が明らかにされていることから、各項目の目標に向けて事務事業の推進に努めてまいります。

（２）社会教育活動

第6次社会教育中期計画では、青少年・成人と年齢層を分けて課題等が示されていますが、青少年の分野では生活習慣の改善や自然体験、コミュニケーション能力の不足が挙げられ、土曜日の過ごし方についても課題となっていることから、これらの改善につなげるよう各学校と協調を取りながら、事業に取り

組んでまいります。

また、高齢者に至るまでの成人分野においては、求めに応じて自主的な学習の推進に向けた情報の提供を図るとともに、高齢者学級などの集合的学習の充実を図ってまいります。

各年齢層に共通する読書活動の推進については、読書活動推進計画に基づき図書ボランティア制度の確立を図るなど読書活動の推進に必要な体制の整備を進めてまいります。

(3) 芸術文化・文化財

芸術・文化の推進については、情操教育の一環として子ども向けの芸術鑑賞事業を継続実施するほか、町民文化祭を中心とする文化活動発表の場の充実に努めてまいります。

文化財については、各保存団体と連携し貴重な文化財の保存・伝承・公開に努め、町民の文化財等に対する意識の高揚を図ります。特に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている松前神楽については、調査が2年目を迎えることから、松前神楽北海道連合保存会を構成する単位4団体と協議のうえ、国指定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、埋蔵文化財については、平成21年度から23年度にかけて発掘された館崎遺跡の出土品を整理している北海道埋蔵文化財センターと協議のうえ、受け入れと保管展示に係る準備を進めてまいります。

(4) 社会体育活動

各年代層に合わせた大会や事業などを実施し、幼児からお年寄りまでが体力や健康の維持増進が出来るよう、スポーツ推進委員や体育協会等関係団体の協力を得ながら生涯スポーツ活

動を推進してまいります。

また、社会体育活動の拠点施設である総合体育館については、耐震診断に基づく耐震補強工事等を実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。なお、工事期間中は学校体育館を利用できるように調整してまいります。町民プールについては、昨年度実施した「プールまつり」に一定の利用者増の効果が認められることから、引き続きこれらのイベントを実施するほか、成人から高齢者に対してプール利用による体力の維持・向上効果などをPRし、利用率の維持向上に努めてまいります。

以上、各分野における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の各事業につきましても概ね前年度に引き続いた内容を計画しておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度教育行政執行方針といたします。